

秋田県における死亡した白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された事例に対する京都府の対応

平成20年4月29日、秋田県十和田湖畔で回収された死亡した白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1）が分離されました。

1 経過

- 4月21日：秋田県十和田湖畔で死亡した白鳥3羽と衰弱した白鳥の計4羽を回収。
- 4月27日：分離されたウイルスがH5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが判明。
- 4月29日：分離されたウイルスが、「H5N1」であることが判明。

2 今回の対応

養鶏農家等への情報提供等

平成20年4月28日、養鶏農家及び市町村、養鶏団体にファックス等で発生状況の情報提供と予防対策や異常鶏の早期発見・早期通報を周知徹底しています。

(参考) これまでの対応

予防対策指導及び監視の継続実施

家畜保健衛生所の巡回指導

- ・ 飼養数が千羽以上の養鶏農家（82戸）に対して、異常鶏の確認や防鳥ネット破損個所の点検等巡回指導を年4回しています。
- ・ 飼養数が千羽未満の飼養者（1,427戸）に対して、10月から11月にかけて、市町村等関係機関と連携して巡回実施しています。

抗体検査による本病の監視

四半期毎に千羽以上の養鶏農家で抗体検査実施しています。（これまですべて陰性）

野鳥が集団で死亡していたり、同じ地域で数日間にわたり連続して死亡しているなど異常を発見された場合には素手で触れずに、最寄りの広域振興局あるいは京都林務事務所へ御連絡下さい。

連絡先	山城広域振興局	0774-21-3450
	南丹広域振興局	0771-22-0426
	中丹広域振興局	0773-62-2593
	丹後広域振興局	0772-62-4306
	京都林務事務所	075-451-5724